



長野労働局発表（27-42）
平成27年10月27日

担 当	長野労働局労働基準部
	賃金室長 小林 正茂
	賃金指導官 春原久美子
	TEL 026-223-0555 FAX 026-223-0591

長野地方最低賃金審議会

長野県各種商品小売業最低賃金の改正に関する答申について

13円（1.68%）引上げ、時間額786円

本日、長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎徹也 信州大学経済学部教授）から、長野労働局長（局長 岡崎直人）に対し長野県内の上記業種の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県各種商品小売業最低賃金」を時間額786円（改正前773円）とする旨の答申がありました。答申内容は、別紙のとおりです。

この答申は、8月10日の長野労働局長からの諮問を受け、専門部会を設置し、最低賃金法の趣旨、長野県下の経済、雇用状況、賃金実態調査結果等の資料を基に慎重な審議を重ねてきた結果なされたものです。

これを受けて、長野労働局では、答申のあった「長野県各種商品小売業最低賃金」について、改正決定のための手続きを進めていくこととしており、指定日発効（平成27年12月31日を予定）することとなります。

別 紙

長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定に係る 長野地方最低賃金審議会の意見の要旨

長野県各種商品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する
全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類さ
れるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を
除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 786円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成27年12月31日